破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２８７号
鹿児島県鹿児島市宇宿６丁目25番12号
破産者　大田　一郎
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１４５号
栃木県足利市利保町２丁目３番地12、開始決定時の住所栃木県足利市大月町197番地
破産者　塚﨑　忠一
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１４６号
栃木県足利市利保町２丁目３番地12、開始決定時の住所栃木県足利市大月町197番地
破産者　塚﨑　久子
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１６４号
栃木県足利市利保町２丁目３番地12
破産者　塚﨑　和則
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第４０５号
神奈川県小田原市栢山821番地　ドリス栢山Ｃ203
破産者　間瀬　賢司
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２２４号
愛知県丹羽郡扶桑町高雄字定松郷57番地３中村長與方、住民票上の住所愛知県犬山市大字木津字西ノ山64番地53
破産者　中村三智子
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第９号
札幌市南区藤野１条７丁目27番８号
破産者　河野　克夫
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３０１号
札幌市北区新琴似６条１丁目６－１　大北マンション13号室、住民票上の住所札幌市西区発寒８条14丁目514番地
破産者　藤本　麗子（旧姓岩谷）
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４２２号
札幌市南区澄川３条５丁目４番26号　澄川３条ハイツ301号
破産者　堀　　繁隆
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６１８号
札幌市豊平区月寒東２条３丁目３番16―102号
破産者　一戸　裕子（旧姓岡田）
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９７１号
札幌市中央区南４条東３丁目15番地３　ルーブル４条館806号
破産者　仲筋　　努
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１２３号
札幌市北区拓北３条１丁目１番１―307号
破産者　武田あゆ美（旧姓角谷）
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３号
青森県八戸市江陽１丁目28番４号　前田アパート６号室、前住所青森県八戸市江陽２丁目２番26号
破産者　杉山セツ子
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第６４２号
宮城県多賀城市八幡２丁目１番25号　伏谷アパート202号
破産者　佐々木加奈子（旧姓平間）
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５６０号
埼玉県熊谷市久下2009番地
破産者　庭瀬　文夫
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２１号
埼玉県熊谷市別府４丁目178番地２
破産者　清水　　学
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５５号
京都府京都市伏見区深草野田町６番地　水口マンション302
破産者　山本　　純
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４７５号
横浜市泉区緑園６丁目44番地17
破産者　小岩井　仁
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７３号
福井市三郎丸町第21号26番地
破産者　豊岡ワインダーこと　豊岡　武則
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係